

香川高等専門学校高松キャンパス学生小委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

令和 2 年 7 月 16 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校高松キャンパス学生小委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、学生支援に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の課外教育に関すること。
- 二 学生の規律保持に関すること。
- 三 学生の保健衛生・福利厚生に関すること。
- 四 学生の要望聴取・各種支援に関すること。
- 五 その他学生活動及び学生生活に関する必要な事項
- 六 学生会及び学生団体に関すること。
- 七 学生の出版及び掲示に関すること。
- 八 学生の賞罰に関すること。
- 九 授業料及び入学料の免除及び徴収猶予に関すること。
- 十 奨学金に関すること。
- 十一 その他学生の厚生補導に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学生主事
 - 二 学生副主事
 - 三 学生主事補
 - 四 一般教育科から 2 名及び各学科から選出された各 1 名の教員。ただし、学生副主事、学生主事補をもってこれに充てることことができる。
 - 五 学務課長
- 2 委員は、校長が委嘱する。
- 3 第 1 項第 4 号の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 16 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。